

第771回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年2月12日（火）午後2時から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第770回教育委員会会議録の承認について
- 4 第771回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
 - （1）「全国学力・学習状況調査」への参加中止を求める請願書について（義務教育課）
 - （2）再編により閉校・閉講及び設置する高校について（高校教育課）
- 6 専決処分報告
発掘調査時の水道管破断に係る和解について（文化財保護課）
- 7 議 事
 - 第1号議案 第317回宮城県議会議案に対する意見について（総務課）
 - 第2号議案 職員の人事について（教職員課）
 - 第3号議案 小規模校の再編に係る対応方針について（高校教育課）
 - 第4号議案 宮城県社会教育委員の人事について（生涯学習課）
 - 第5号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について（生涯学習課）
- 8 課長報告等
 - （1）学力向上推進プログラムの目標達成状況について（教育企画室）
 - （2）平成19年度宮城県学習状況調査等の結果の概要について（義務教育課）
 - （3）平成19年度公立高等学校みやぎ学力状況調査結果の概要について（高校教育課）
 - （4）平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試について（高校教育課）
 - （5）学校の安全管理の取組状況に関する調査結果について（スポーツ健康課）
 - （6）学校における自動体外除細動機（AED）の設置状況調査について（スポーツ健康課）
- 9 資 料（配布のみ）
中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害に関する学校給食での対応等について（スポーツ健康課）
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第 7 7 1 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 0 年 2 月 1 2 日 (火) 午後 2 時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，
佐々木教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長，菅原教育次長，佐藤参事兼総務課長，
伊東教育企画室長，徳能福利課副参事兼課長補佐，安井教職員課長，
村上義務教育課長，伊藤特別支援教育室長，高橋高校教育課長，
氏家施設整備課長，菊地スポーツ健康課長，武田生涯学習課長，
真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 2 時

6 第 7 7 0 回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って) 承認。

7 第 7 7 1 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 山田委員及び佐々木委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

委員長 議事に入る前に，「宮城県教育基本方針」について，私から確認をさせて
いただく。

資料としてお配りしている基本方針であるが，これは，本県教育の基本理
念となるもので，平成 9 年 2 月の定例教育委員会において決定している。

この取扱いについては，その後，平成 1 2 年 1 月の定例教育委員会におい
て，当面，この基本方針とすることとし，変更がある場合のみ審議事項とす
ることとしている。

一 昨年 of 教育基本法の改正を受け，政府では現在，今年度末を目処に教育
振興基本計画の策定を進めているが，政府が策定した計画を参酌し，本県に
おいても教育振興基本計画を策定する予定があることから，この教育基本方
針については，計画の策定過程の議論も踏まえながら検討していきたいと考
えている。

については，平成 2 0 年度は，引き続き，この基本方針のもとで本県の教育

を推進して参りたいと考えているので、よろしく願います。

8 教育長報告

(1) 「全国学力・学習状況調査」への参加中止を求める請願書について

(説明：教育長)

2008年1月10日付けで、民主教育をすすめる宮城の会から、「2008年4月22日に文部科学省が実施する『全国学力・学習状況調査』への参加中止を求める請願書」が提出されたので、その内容等について御報告申し上げます。

資料は、1ページから3ページまでとなる。

請願の趣旨は、本年4月22日に国が実施する平成20年度「全国学力・学習状況調査」に対して、本県教育委員会が参加主体となる県立中学校及び県立特別支援学校の参加の中止を求めるものである。

その理由は、1から4まで記載されているとおりであり、学校間、市町村間での学力による序列化、子どもや教師のストレスの深刻化、差別や選別の教育の広がる危険などを挙げている。

「全国学力・学習状況調査」の目的は、「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育の結果を把握し、改善を図る」ことである。

県教育委員会としては、国から詳細な資料・データが提供され、それらを分析するなどして、市町村教育委員会や各学校で、学力向上に向けた取組が行われていることから、すべての対象校が参加することは意義のあることと考えている。

したがって、県立中学校や県立特別支援学校についても、国の調査に参加することにより、児童生徒の学力や学習状況を把握し、一人一人の実態に即した指導や授業改善等に役立てることができることなどから、平成20年度も参加することとしている。

なお、データ等の取扱いについては、序列化や過度の競争を招かないように、今後も十分な配慮がされるよう努めてまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 「全国学力・学習状況調査」の目的は、一人一人の生徒に一定の学力を保障するために、結果を分析・検証して、それを踏まえて、教育行政やそれぞれの学校が、改善を図るために行われたと理解している。今回の「全国学力・学習状況調査」は、学力のすべてを判定できるものではないと思う。特に数値的な部分で分かるものを調査したかと思う。いまそれを受けて宮城の子どもが優れているところ、あるいは足りないところが把握できて、教育行政や学校が改善策をたてて取り組んでいると思う。現在進行形だと思っている。したがって、そういうふうな各学校による努力が積み重なっていけば、学力はアップするであろうと思っている。ただ、請願内容で心配するとおり、数字とか順位だけに目が向いて、それだけが一人で歩いているような傾向があ

と思う。それで、この請願の内容が心配しているところも分かる。だから、心配しているところをしっかりと受け止めて、マイナス面と弊害を少なくすることは必要であると思う。あらためて調査の目的を確認して、周知を図ることが大事だと思う。特に留意したいのは、学校の役割は何かということだと思う。学力を保障するというのは学校の大事な役割であるが、同時に学校というのは集団生活の場である。生活を通して市民性を育成するとか、社会的自立の基礎を育てるとかの総合性があると思う。そういうことをきちんと認識して、宮城の教育を進めていきたいと思っている。

佐々木委員 請願書をここで拝見したばかりであり、十分に内容を見ていないところもあるが、今回全国的なレベルで一斉試験をして、ある意味順位付けをされたということについては、多少問題があると思う。いろんな分野の学習をして、いろんな内容があるはずのものを総合点にしてしまい、どこの県は何番で、宮城県は下から何番目ということにどれだけの意味があるのかをもう一度きちんと考えてみる必要があると思う。もちろん学習であるので、到達度、どの程度のこと学習によって子ども達に行き渡っているのかということの検証は常に必要だと思う。けれども、それを総合点にしてしまい、順位付けするということは、やはり問題があるのではないかという印象を持った。と言うのは、学力調査の結果が出た時に話したが、点数で何番目であるが、それには現れない宮城らしい良い教育、宮城らしい教育、宮城の子ども達の良いところが沢山あるはずだが、その部分が、総合点で点数化されてしまい、曖昧にされ、あまり価値を持たないもののような印象を受けてしまうので、試験をすることである程度の到達度を見るのであれば、その取扱方には十分な配慮が必要だと考えていた。請願の内容については、もう少し自分なりに読んで、考えてみたいが、試験を今後するかどうかに当たっては、その結果の取扱方を十分慎重にしていきたいと考えている。

(2) 再編により閉校・閉講及び設置する高校について

(説明：教育長)

「再編により閉校・閉講及び設置する高校について」御報告申し上げます。

資料は、4ページとなる。

4ページを御覧願いたい。

まず、同じ読みをする「へいこう」の文字であるが、学校を閉じるものが学校の「校」という字が入る「閉校」、学校の課程の一部を閉じるものが「講義」の「講」の字が入る「閉講」として使い分けをしている。

平成13年3月に策定した「県立高校将来構想」の前期再編計画に基づき、平成17年4月に石巻・矢本地区において、矢本高校の全日制課程と定時制課程、石巻高校定時制課程及び石巻好文館高校の定時制課程を改編し、午前と午後、夜間の3部による定時制の東

松島高校を設置した。

これまでの在校生については、3つの定時制課程があることから、生徒の3年又は4年の卒業年度まで、それぞれの学校や課程を存続させることとし、昨年3月には矢本高校全日制課程を閉講した。

今年3月には、定時制のみとなった矢本高校を閉校し、さらに石巻高校定時制課程、及び石巻好文館高校定時制課程を閉講することとなったものである。お手元の資料にあるように、3月1日から15日までの日程で閉校式等を行うことになったので御報告申し上げます。

次に、田尻さくら高校の開校についてその経緯も含め御説明申し上げます。

平成16年3月に発表した「県立高校の後期の再編について」において、北部地区に田尻高校を改編し、新たに昼夜間開講型単位制高校を設置することとした。

構想発表後、地元関係者及び学校関係者を交えた協議を経て、平成18年2月に学校の概要を公表し、平成19年度に開設準備担当を配置して、開校に向けた準備を行ってまいった。

また、「田尻さくら高校」という校名については、平成19年9月県議会において、議決を受けたところである。

昨年12月に新校舎が完成し、4月からの受け入れ準備もほぼ整っている。今後入学者選抜を経て入学生を確定し、お手元の資料にあるように、4月15日に開校式を挙行することとしている。

なお、現在の田尻高校の在校生については、そのまま田尻高校の生徒として在籍することになる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

9 専決処分報告

発掘調査時の水道管破断に係る和解について

(説明：教育長)

「発掘調査時の水道管破断に係る和解について」御報告申し上げます。

資料は、1ページ及び2ページとなる。

なお、私からは概要について説明し、詳細については担当課長から説明させる。

これは、平成19年6月11日・21日に、文化財保護課執行の栗原市築館源光地内(下萩沢遺跡)での遺跡確認調査作業中に水道支管を断裂させた事故に係る報告である。

この事故は、県の業務中に発生したものであり、県が相手方に損害額の全額を支払うことが妥当なものであると判断した。

このことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、資料のとおり、平成20年2月6日に専決処分したことを御報告申し上げます。

なお、和解については、議会の議決事項となっており、地方自治法第180条第1項の

規定により同日付けで知事専決処分としているので、平成20年2月県議会において、当該知事専決処分の承認を求めることとしている。

概要については、以上のとおりである。詳細について、文化財保護課長から説明させる。

(説明：文化財保護課長)

詳細について御説明申し上げます。

資料の2ページを御覧願いたい。

まず、事故の概要である。

この事故については、栗原市築館源光地内(下萩沢遺跡)において、国土交通省東北地方整備局河川国道事務所の築館バイパス建設工事に関連した発掘調査を実施していたところ、平成19年6月11日と6月21日に重機による掘削作業中に誤って、上水道支管を破断したものである。

掘削にあたっては、栗原市の配管図に基づき慎重に行っていたが、当該箇所については、図面では確認できず、結果として注意が十分行きとどかなかったものである。

この事故は、県の受託事業中に発生したものであり、上水道支管を修繕する費用の全額を損害賠償額として県が相手方に支払うことが妥当なものであると判断した。

なお、現在、遺跡確認調査の作業にあたっては、これまで以上に注意を払うよう徹底して事故の再発防止に努めている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

櫻井委員 事故が起こったのが去年の6月で、和解が成立したのが最近という私の感覚からすると随分時間がかかったという気がするが、これは普通のことなのか、それとも何か問題があって時間がかかったのか教えていただきたい。

文化財保護課長 事故後、本件については県の会計課の指導に基づき賠償金で支払うよう栗原市と協議を進めていた。先の教育長説明のとおり県議会報告手続が必要なため、11月議会にあわせるよう手続を行っていたが、書類上、所有者を特定する必要があり、水道事業者(栗原市)に特定を依頼していた。しかし、市では特定に必要な水道管の敷設届を確認できないまま時間が経過した。そのため11月議会報告にも間に合わなくなったものである。その後も依然として所有者が特定できなかったため、現在の土地所有者である国を水道管の所有者として処理を進めてきたところである。

佐々木委員 図面に無い水道管をとということと、相手方も公的な機関という場合に、図面に無い管を壊した時に全面的に壊した方の責任になるというのもどうかという気がする。両方とも公的機関なので問題にする必要もないかもしれないが、これが民間の方の何かを壊した場合にいろんな問題が起きるかと思うが、そういう時は壊した方が100%ということとなるのか。図面に無いようなものであり、いくら注意しても起きることだと思うがどうか。

文化財保護課長 佐々木委員御発言のとおり水道管の場合は、本管についてはほぼ確実に把握できるが、支管についてはなかなか分からない場合が多いということで、どうしてもやむを得ないという場合がある。県が賠償を行うということであるが、本件は国から委託を受けた事業であるので、国自体は事業を行っていないため、なかなかアクションが起こせないという状況があり、県が行ったということである。

山田委員 いまの説明だと、支管が今後もこのような事故に遭う可能性があるということだと思うが、このような場合の対策を今回何かたてたのか伺いたい。

文化財保護課長 まだ手続上は、有効な手段は見いだしていないところである。受託事業であるので、受託契約時に事故が起きた時を補償する費目があれば比較的素早く対応できると思うが、その辺はまだ検討しており、それがあれば一番良いと思っているところである。

委員長 (委員全員に諮って)了承。

10 議 事

第1号議案 第317回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第317回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから5ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成20年2月6日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

はじめに、予算議案についてであるが、3ページの第317回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。

教育委員会の予算額は、2千33億6,875万5千円で、前年度当初予算額と比較すると、39億8,901万7千円の減額になる。その主なものは、児童生徒数の減少に伴い教職員などの定数が減ったことに伴う人件費の減、施設整備等を行っている普通建設事業費等が減となったものである。

主な事業の予算については一覧のとおりとなる。

次に、債務負担行為については、仙台第三高等学校の校舎等改築工事外4件について必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、予算外議案の概要についてであるが、4ページを御覧願いたい。

議第23号議案は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する事項を審議するため「宮城県教育振興審議会」を設置しようとするもの。

議第24号議案は、県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する事項を審議するため「県立高等学校将来構想審議会」を設置しようとするもの。

議第 25 号議案は、児童生徒数の減少に伴い学校教職員の定数を改定しようとするもの。

議第 28 号議案は、工業等の産業教育に従事する教員に支給される産業教育手当及び定時制通信教育に従事する教員に支給される定時制通信教育手当の支給額の上限割合を改定しようとするもの。

議第 46 号議案は、教育公務員特例法の改正に伴い、指導力不足等教員審査委員会の委員資格要件の改正を行おうとするもの。

議第 47 号議案は、県立高等学校の授業料を改定しようとするものである。

平成 20 年 2 月宮城県議会に提出される予算及び予算外議案の内容については以上のとおりである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 大雑把に言うと 39 億の対前年比で減額であり、その半分近くの 19 億の人件費がマイナスとなっている。教職員給与費が減ったのは、生徒数の減少に伴うものとのことであるが、例えば、生徒数の減少に比例した形で教職員数というのが減っているのか。文部科学省の要求では、千人を増やすということがあったが、その部分は入っているのか。

教 育 長 人件費減で大きいのは、学校職員が減り、103 名ほど減ったというのが一番大きいと思う。

小野寺委員 これは、見合定数が減ったことに伴うものか。

教 育 長 基本的には、学級減に見合う教員定数の減である。

櫻井委員 保護者が一番知りたいのは、確かに財政難というの分かるし、学級が減れば先生も減るものだという大前提があるのは知っているが、それでも宮城県はどうしても子ども達のために定員を減らすことになるべくブレーキをかけて、先生方は最小限度に減らすというような努力をしているとか、このくらい本来減るところをこのくらいブレーキをかけているというような姿勢が、見えるか見えないかというのを多分小野寺委員は聞きたかったのではないかと思う。中央でこのくらいクラスが減ったのだから先生を減らしなさいというのをそのまま数字で出しているのか、それとも宮城県としては、なるべくブレーキをかけて、こういう数字にしているというのを、いま数字を見たばかりで分からないが、方針としてどうなのかを知りたいと思う。分かっている限りでよいので教えていただきたい。

教 育 長 基本的に定数は、標準法で決まっており、一学級 40 人で学級編成すると決まっている。それに対して小中の給与費は義務教育国庫負担金が 3 分の 1 きている。ただ、一部県単で講師の費用を措置している。すべて国費だけで県がプラスアルファをやっていないというわけではない。細かな数字はいま手許に無いが、県単での非常勤ないし常勤講師もいるという状況である。

委 員 長 その辺の説明をしっかりといただきながら結果的に数字がこうなるとい

うのであればだが、なかなか分かりにくい。

小野寺委員 時間をかけて説明していただければよいと思う。議会前でいろいろと制約があると思う。それでお尋ねしたいのは、予算外議案の議第47号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」である。県立高校の全日制が年額で2千8百円上がるようだが、これについて説明願いたい。

教 育 長 高校の授業料全日制課程については、現行が11万5千2百円が11万8千円となり、2千8百円引き上げ、平成20年4月1日から適用することとなる。この改定の考え方であるが、県立高校の授業料については、地方財政計画上、地方交付税の算定基礎額に定められており、平成19年度中に11万8千円に改定されている。既に早い県であると平成19年度に値上げしているところもあるが、宮城県は1年遅れで地方交付税の算定基礎額に合わせて、11万8千円に引き上げようとするものである。半分ほどの県では平成19年度に上げていると思う。その他の県は翌年上げるケースがほとんどであるが、その中に宮城県も入っている。

小野寺委員 地方交付税の額が減ったということか。

教 育 長 地方交付税で認められた標準的団体の高校の授業料は、11万5千2百円から11万8千円に昨年度の地方財政計画で引き上げられており、当然その時点で引き上げることも可能であったが、宮城県としては従来から一年遅れという形で引き上げてきており、今回も過去の例になったということである。

小野寺委員 要するに地方交付税措置に伴う改定であることが分かった。それと宮城県では一年猶予する。要するにこれは全国の公立高校でこのような措置がなされていると解釈してよいか。

教 育 長 そのとおりである。

改定される授業料の訂正をお願いしたい。11万8千円で平成20年4月1日から引き上げと発言したが、正確には、11万8千8百円である。

委 員 長 煮詰まった段階で議論をすることはなかなか難しいが、日常の業務の中でどういう方針でことにあたるかというのを、しっかり整理して、その積み上げの中でこういう結果が出たというのを見えるような形にしなければいけないと思う。少し次の年度に向けた作業となるかもしれないが、しっかりしたそれぞれの予算についての考え方を教育委員会として議論していくことにしたいと思う。

委 員 長 (委員全員に諮って) 可決。

第2号議案 職員の人事について

委 員 長 委員全員に諮った上で、第2号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

： 会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

第3号議案 小規模校の再編に係る対応方針について

（説明：教育長）

「小規模校の再編に係る対応方針について」御説明申し上げます。

資料は12ページから14ページまでとなる。

なお、私からは概要について説明し、詳細については担当課長から説明させる。

まず、資料の13ページをお開き願いたい。

これまで、「県立高校将来構想」や「県立高校の後期の再編について」に基づき、生徒の教育環境整備に向け、県立高校の再編整備を行ってきたところである。

このような状況の中、鶯沢工業高校及び南郷高校については、小規模校の再編基準の1年目に該当したことから、これまで県教育委員会では、関係者に対して説明と生徒数確保への協力を依頼してまいった。その後、昨年12月には栗原市及び美里町から、それぞれ要望書が提出されたところである。

事務局としては、「県立高校将来構想」の基本方針や小規模校の再編基準については、計画期間である平成22年度まで、堅持すべきものと考えている。その上で、今般要望のあった地域に対しては、専門学科の人材育成・確保等の諸条件を総合的に勘案し、次に述べる対応案を地元へ提案した後、最終的に3月の教育委員会において対応を決定したいと考えている。

次の14ページをお開き願いたい。具体的な対応案であるが、鶯沢工業高校については岩ヶ崎高校に統合し、同校に工業に関する学科を1学級増設することとし、そのための施設設備として、現在の校舎及び機械設備を活用するという案である。

一方、南郷高校については、小規模校の再編基準を見直し、学校の存続を求める要望が提出されているが、再編基準は平成22年度まで堅持すべきものと認識しており、見直しは困難であると考えている。

概要については、以上のとおりである。詳細については、高校教育課長から説明させる。

（説明：高校教育課長）

「小規模校の再編に係る対応方針について」の詳細について、13ページの資料に沿って御説明申し上げます。

まず、1の「県立高校将来構想における方針及び基準等について」であるが、平成13年3月策定の「県立高校将来構想」において、「1学年1～2学級規模の学校は、原則として再編する」という旨を明記している。その後、平成16年3月策定の「県立高校の後期の再編について」においては、小規模校の再編基準を具体的に示したところである。これらの方針及び基準の下に、迫桜高校をはじめ、黒川高校大郷校、そして飯野川高校まで、生徒の教育環境整備に向け、県立高校の再編整備を進めてきたところである。

次に、2の「鶯沢工業高校及び南郷高校の存続に向けた取組について」であるが、小規

模校の再編基準の1年目に該当した両校について、地元自治体や学校関係者に対し状況を説明し、生徒数確保のお願いをしまいった。両校の地元においても存続に向けた署名活動が展開され、その中で昨年12月には栗原市及び美里町から要望書が提出されている。特に、栗原市からは「近隣の高校との再編を含む、あらゆる選択肢を検討してほしい」との要望があった。

このような状況を踏まえて3の「県教育委員会としての対応方針について」であるが、資料にあるように、平成22年度までの県立高校のあり方を示した「県立高校将来構想」にある基本的な方針及び小規模校の再編基準は、生徒数が減少する状況の中で、時代のニーズと生徒の多様化に対応した魅力ある高校づくりを推進するため、現構想の計画期間においては、これを堅持すべきものと認識している。

「1学年1～2学級規模の学校は原則として再編する」との将来構想の考え方を踏まえ、その上で、今回要望のあった地域における今後の生徒減少、専門学科の人材育成・確保の必要性、地域における学科バランス等を総合的に勘案し、今般、14ページの記にあるような対応案を提案することとしたものである。

具体的な対応案であるが、鶯沢工業高校については、岩ヶ崎高校が本校であった歴史的経緯を踏まえるとともに、地理的条件等も勘案し、岩ヶ崎高校に統合し、工業に関する学科を1学級増設することとし、施設設備は現在の鶯沢工業高校を活用する。再編後の学科構成は、1学年普通科3学級、工業系学科1学級の合計4学級とする。

なお、工業系学科の内容については、今後、再編が決定した段階で学校関係者とつめたいと考えている。

一方、南郷高校については、美里町、町議会及び「南郷高等学校を存続させる会」の連名で、小規模校の再編基準を見直し、学校の存続を求める要望が提出されている。この再編基準については、少なくとも現行の「県立高校将来構想」の計画期間である平成22年度までは堅持すべきものと認識しており、基準の見直しは困難であると考えている。

現状において、関係各位の努力により、南郷高校を志望する生徒数も昨年に比べ大きく増えているところであり、今後とも、生徒確保に向けて、全面的に学校を支援してまいりたいと考えている。

なお、生徒数の減少が今後も続くことから、南郷高校が所在する大崎地区の学科バランス等も踏まえながら、再編も含めさらに検討を行ってまいりたいと考えている。

今後、地元の意向等を確認した上で、平成21年度における具体的な対応について、3月の教育委員会において最終判断をお願いしたいと考えている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

山田委員 鶯沢工業高校についてであるが、基本的に高校側では受け入れる方向で検討が進められていると理解してよいのかということと、岩ヶ崎高校が受け入れる立場として、受け入れる側の体制というか、今後の対応については前向きに検討されているのか、どのような反応があるのか伺いたい。

高校教育課長 鷺沢工業高校と岩ヶ崎高校のそれぞれの受け入れの状況と今後の方向性であるが、本日委員会で方針が決定した段階で校長から各関係者に説明をまずしていただく。さらに、高校教育課も一緒になり今後の具体的な方向性についてつめていくという段階になると思う。現時点で受入等についてどうかということは確認していない。ただ、こういった生徒数が大きく減少している状況の中で、今回、鷺沢工業高校の志願状況も残念ながら低い状況である。そういった中で工業の教育内容はぜひ維持して欲しいという地域のニーズを踏まえた対応をしたいということで、今回の提案となった。その辺のところを十分地域の皆様にも説明したいと考える。

佐々木委員 鷺沢工業高校を昨年視察に行ったが、大変専門的な工業の実習の機械とか設備があったと記憶している。それがもし廃校になった時にこれはどうなるのかと心配していたが、そこが一学級残り、その設備が今後も使われるということで大変良かったと思う。その反面、岩ヶ崎高校から子ども達が通うようになるわけである。ある時間は岩ヶ崎高校に、ある時間は鷺沢工業高校に実習の時間は通うという形と考えているのか。その辺について、地理的なことも分からないが、その工業科の子ども達に随分負担になるようなことになるのかと心配だがどうか。

高校教育課長 岩ヶ崎高校と鷺沢工業高校の距離は約7キロである。そういったことも考慮して、通う生徒にできるだけ不便が無いようにと考えている。そういった面では、鷺沢の校舎を使う生徒については、基本的には鷺沢の校舎に毎日通うという形で考えている。必要な場合には、岩ヶ崎高校から教員が鷺沢の校舎に出向いて授業を行うことも出てくるかと思う。基本的には、日常の勉強、学校生活は鷺沢の校舎で行うと考えている。

佐々木委員 そうすると、一学級分だけが鷺沢で日々の実習以外の学習もして、他の校舎部分は空いた状態で、その学校は維持されるということとなりますね。要するに全部の校舎は使われないうまま維持される。管理面でどうなのかと心配な面もある。その辺は抜かりなく配慮されると思うが、防犯面とか、使われない部分が増えれば老朽化とか、いろんな心配が出てくるという気がする。要するに子ども達は、実習以外の時間も毎日ずっと通うのか。

高校教育課長 空いた施設設備、教室も実際に2クラスから1クラスになると空いてくるわけである。鷺沢工業高校も実はこれまでも学級減を進めてきており、空いている教室も何クラスかあると思う。さらに1クラス規模ということになるので、その辺の施設設備の管理も含めて生徒ができるだけ不便を感じないように、岩ヶ崎高校と鷺沢工業高校の両方の校長先生を中心に協議をして、できるだけ生徒に不自由が無いように最大限努力をしたいと考えている。その辺は、3月に決定された段階で具体的にさらにつめていくこととなる。

櫻井委員 いまの段階でまだ分からないかもしれないが、南郷高校がもしかしたら再

編されずにこの体制を続けられるかもしれない、そして鷺沢工業高校は、岩ヶ崎高校と再編になるかもしれないと差が出たこととなったが、やはり保護者や地元の人にとっては、母校がずっと残って欲しいという気持ちがあるので、いまの時点で分かっていることでよいので、この二つの高校を見ていて道が分かれることとなった原因を分かる範囲で教えていただきたい。

高校教育課長 まず、栗原地区と大崎地区という地域性が一つあると思う。栗原地区に関しては、元々その地区の生徒数がかなり減少している中で、他地区から入ってくる部分も少ないという状況が一つあった。そういった中で、鷺沢工業高校の今回の予備調査の人数となっていると考えている。鷺沢工業高校以外の栗原地区の高校も全体として1倍に達しないという状況があるので、そういったところが一つあると思う。それから南郷高校の場所が、石巻地区からも受験ができる状況にあるので、そういった大崎地区の全体の生徒数の状況と石巻地区からの志願ができるといった状況が、今回の数字に差となって現れたと考えている。

小野寺委員 この前の予備調査の結果を新聞で見てコピーを取っているが、今回はこういう提案をしたいがどうなのか、その提案が良しとなれば、地元話し、地元が良しとなれば、教育委員会でやるという流れでよいと思う。やはり生徒数の減少は避けて通れない課題だと思う。いま義務から高校に波及してきていると思う。定員を大幅に下回るという状況は決して望ましい状況ではないと思う。ただ、同時に前にも話したかと思うが、地域における高校の役割がある。地域という目を持った人材の育成という視点が大事だと思う。教育というのは、次の世代をどう育てるかという仕組みの問題だと思う。もう少し別なことで言えば、地域における人材育成だと思う。だから、その辺りと生徒数の減少という両立しないような課題だが、それをどこかで折り合いをつけていかないといけないと思っている。同時に、生徒にとって自宅から通える学校があるのが一番良い。そういう選択も欲しいわけである。そうすると、今回の提案は、鷺沢は統合するということであるが、これは基本的に賛成である。後期の計画を作成した段階では、想定できない状況の変化が起きていると思う。例えば、広域合併が進んだとか、企業が誘致されて工業系の人材の育成が必要だとか、あるいは、栗原市から具体的な提案が出ている。そういうことを総合的に判断すると、大事な選択肢だと思っている。ただ、いままでの再編をやってきたもので、納得できる説明をしていただきたいと思う。

委員長 来年度に県立高等学校将来構想をつくるための費用が盛り込まれているが、この10年間の人口の変化というのは、学校、教育委員会の世界だけでなく、全体で、最初甘く見ていたのではないかと思う。そこで、非常に大きな変化があって、この10年の問題だけでなく、さらにその次の10年をど

う考えるかということになると、益々減る兆候がある。そう考えると学校を
どういうふうに維持して地域の教育機能というのを存続させるかというのは
大きなテーマになっていると思う。そういう意味では、先ほどの説明で22
年度まではこれまでの計画を堅持すると言うけれど、それ以降の10年でど
う変わるかを早く読んで、読んだ時にこの地域には学校が無くなり地域を壊
す恐れがあるというところはダイナミックにそれを変えるぐらいの感じでよ
いのではないかと個人的に思う。高校というのは、特に個人の高等教育のた
めにもととても大切だけど、併せて、この地域の持続だとかにももの凄く影
響力があると思うので、ぜひ次回の委員会の検討の時にはそうした視点も配
慮していただき、次の10年の計画をつくっていただく、そのプロセスでい
ろんなことが分かった時点では、22年堅持と言わなくともいいんではない
かと感じていることを申し上げておきたい。

いままでの流れではどうしても22年度までは堅持しようという言い
方ではあるが、それくらい大きな話が迫ってきていると感じるので、次の年
辺りの状況を見ながらもう少し話したいと思う。

委員 長 （委員全員に諮って）可決。

第4号議案 宮城県社会教育委員の人事について

委員 長 委員全員に諮った上で、第4号議案については、非開示情報が含まれる事
項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

第5号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

委員 長 委員全員に諮った上で、第5号議案については、非開示情報が含まれる事
項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

11 課長報告等

委員 長 （1）「学力向上推進プログラムの目標達成状況について」から（3）「平
成19年度公立高等学校みやぎ学力状況調査結果の概要について」までは関
連があるので、一括して報告願う。

（1）学力向上推進プログラムの目標達成状況について

（説明：教育企画室長）

「学力向上推進プログラムの目標達成状況について」御報告申し上げます。

資料は、1ページ及び2ページとなる。

資料の1ページを御覧願いたい。

平成17年3月に策定した宮城県学力向上推進プログラムでは、本県児童生徒の「確か

な学力」の着実な定着を目指し、小・中・高ごとに数値目標を設定するとともに、その目標達成に向けた学力向上対策を体系化し、小・中・高を通じて、総合的かつ計画的に推進している。

目標の設定については、概ね10年を目途に小・中学校については学力調査における正答率、高校については進路の達成状況を、また、プロジェクト目標として、小・中・高とともに「分かる授業」と「家庭学習」を掲げ、その達成に向けた具体的な取組を実施してきたところである。

今年度実施した学習状況調査等の結果がまとまり、最新の数値が出たので、御報告申し上げます。

なお、各調査の詳細の分析結果は、このあと担当課から御報告申し上げます。

まず、小学校及び中学校における目標であるが、小・中学校での目標である「学力調査における正答率60%以上の問題の割合」については、昨年10月に実施した県独自の学習状況調査結果によるもので、小学5年生は4.2ポイント、中学2年生は13.1ポイント前年より下がっており、今年度は本県独自で作問したこと、さらに、文章・図表等の情報を読み解く力を調査するための問題を多く出題したことなどの影響があるものと考えている。

次に、高校での目標である「大学等への現役進学達成率」及び「就職決定率」についてであるが、平成19年3月の「大学等への現役進学達成率」は84.6%となった。昨年度と比較して全国では1.2ポイント上がったものの、本県では0.7ポイントの伸びにとどまったため、全国平均との差は若干開いた状況になっている。これは、全国の現役大学志願率が1.3ポイントの伸びだったのに対して、本県の現役大学志願率が全国を0.7ポイント上回ったことが影響しているものと考えている。また、「就職決定率」については、既に平成19年5月に報告済みの数値であるが、94.5%となり、全国平均を0.6ポイント上回る結果となった。

次に、資料の2ページをお開き願いたい。プロジェクトの目標についてであるが、小・中学校における「学習状況調査」や高校の「学力状況調査」の際に行った学習意識調査結果をもって検証している。まず、「授業が分かったと答える児童生徒の割合」は、小学5年生74.7%、中学2年生56.7%、高校1年生41.0%となり、前年度より小5で1.5ポイント、中2で1.0ポイント、高1で2.3ポイント上回った。

4の「平日に家庭等での学習時間を確保している児童生徒の割合」では、学習時間30分以上の児童（小5）の割合は75.1%と前年度を1.2ポイント上回ったが、学習時間1時間以上の生徒（中2）の割合は51.9%と前年度を0.9ポイント下回った。また、家庭学習をする生徒（高1）の割合は65.9%と前年度を1.1ポイント上回り、2時間以上学習する生徒も13.1%と前年度より0.6ポイント上回った。

全体的には、2つのプロジェクトについてはそれぞれ目標に向けて上向いてきているものの、特に小・中において、さらなる取組が必要な状況になっている。

この達成状況及びこの間の取組状況や課題を踏まえ、「教員の教科指導力の向上」、「児

童生徒の学習習慣の形成」,「教育環境基盤の充実」の三本柱で引き続き学力向上推進プログラムの積極的な推進に努めてまいる。特に,小・中学校における学力向上については,現在実施している指導主事等を学校へ派遣する事業について,ニーズが高いことなどから,今後も学校支援に力を入れてまいる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(2) 平成19年度宮城県学習状況調査等の結果の概要について

(説明:義務教育課長)

「平成19年度宮城県学習状況調査等の結果の概要について」御説明申し上げます。

資料は,3ページから5ページまでが学習状況調査結果について,6ページから8ページまでが学習意識調査について,それぞれの概要をまとめたものである。

1の調査の概要について,御説明申し上げます。

本調査は,県内小・中学校児童生徒の学習定着状況と学習意識を調査し,一層の学力向上に向け,学習指導の改善と家庭学習の充実を図るとともに,今後の教育施策の企画・立案に活用するために,実施したものである。

今年度は,本県独自で調査を実施し,公立の小学5年生及び中学2年生全員を対象に,小学校4教科,中学校5教科で,昨年10月下旬に調査した。

実施に当たり,学習状況調査においては,経年比較問題をある程度加えながらも,問題文や図表などの示す情報を整理して読み解く力について調査するため,これまでと出題傾向を変えている。

なお,平成16年度から実施してきた4県合同の統一学力テストは,平成18年度で終了したため,昨年度まで実施してきた他県との比較はしていない。

また,今年度は,仙台市の小・中学校は,本調査に参加していない。

2の調査結果の概要について,御説明申し上げます。

まず,小学5年生の状況についてであるが,国語以外の社会,算数,理科で,本県が学習内容定着の目安としている,「正答率60%以上の問題の割合」が,6割を超え,4教科全体では68.0%と,前年度との比較(仙台市を除く)では,0.3ポイント下回った。以下同様に,仙台市を除いて比較している。

また,4教科の平均正答率は69.9%であり,前年度との比較では,0.6ポイント下回る結果となった。

次に,中学2年生の状況について,御説明申し上げます。

「正答率60%以上の問題の割合」であるが,国語以外の4教科で6割を下回り,5教科全体では36.9%と,前年度との比較では,4.4ポイント下回った。

また,5教科の平均正答率は55.0%であり,前年度との比較では,3.1ポイント下回る結果となった。

4ページをお開き願いたい。

3の(2)より,各学校は調査結果の分析を生かして学習指導を行っており,児童生徒

も、基礎的・基本的事項について、力を付けてきている面が見られるものの、3の(1)と(3)にあるとおり、「論述すること」や「情報を整理して読み解く力」については、課題がある状況にある。

5ページをお開き願いたい。

「各教科の状況」から見た場合も、小・中学校ともに、基本的な事項についての知識・理解を問う問題については、正答率が高いものの、読解力や思考力を問う問題及び論述問題は、低い傾向にある。

続いて、学習意識調査について、御説明申し上げます。

まず、児童生徒対象調査について、御説明申し上げます。

学習の意識については、小学生の93.5%、中学生の91.9%が、「勉強は大切である」と考えており、その割合も年々向上している。

「授業がよく分かる、だいたい分かる」と答えた児童生徒は、小学生で74.7%、中学生で56.7%と、過去2年間と比較して、最も高くなっている。

家庭での学習時間は、30分以上と回答した小学生は75.1%、1時間以上と回答した中学生は51.9%で、年々向上する傾向にある。

また、家庭での読書時間についても、30分未満の小・中学生が年々減少し、家庭で読書する時間が、増加する傾向にある。

朝食を「必ずとる、たいていとる」と答えた小・中学生は、9割を超える結果となっている。

7ページをお開き願いたい。

教員対象調査の主なものについて、御説明申し上げます。

小・中学校とも、「基礎的な知識・技能をきちんと身に付けさせる」「補充的な学習を授業に取り入れる」「基礎的な学習事項の反復練習をさせる」については、9割以上の教員が、留意して取り組んでおり、基礎・基本の定着に向けた教員の取組意識が、読み取れる結果となっている。

8ページをお開き願いたい。

保護者対象調査の主なものについて、御説明申し上げます。

「今後学校に望むもの」として、小・中学校とも、「個に応じた学習時間の増加」を最も望んでおり、また、「年間授業時間の増加」が、前年度より増えている。

調査結果の概要については、以上であるが、現在、詳細な分析を行っているところであり、今後、分析結果を踏まえ、明らかになった課題や改善方策を取りまとめ、3月中旬までに、各市町村教育委員会、各学校に情報提供し、児童生徒の一層の学力向上に向けた積極的な取組を、促してまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(3) 平成19年度公立高等学校みやぎ学力状況調査結果の概要について

(説明：高校教育課長)

「平成19年度公立高等学校みやぎ学力状況調査結果の概要について」御説明申し上げます。

資料は、9ページから21ページまでとなる。

最初の9ページに総括をまとめてあるので、主にこちらを使って御説明申し上げます。

この調査は、県下すべての公立高校1年生を対象に、国語・数学・英語の3教科の基礎学力を測るペーパーテストと、生徒の学習意識に関するアンケート調査の2種類を実施した。また、今年度新たに、すべての公立高校2年生に対しても学習意識に関するアンケート調査を実施している。資料の1から4には実施目的から実施期間を記載している。

1年生のテスト結果の概要であるが、5を御覧願いたい。

国語・数学については、昨年同様学習指導要領の目標・内容に照らして、平均正答率の目標を60%と設定して作成している。結果を見ると、国語は、問題の難易度も考慮すると、正答率が53.1%で、昨年より3.2ポイント下がっているが、同程度の学力段階と考えている。基本的な語彙や慣用表現は身に付いているものの、文章の全体像をおさえた読み方あるいは古文読解力に課題がある。

数学は昨年よりも2.5ポイント上昇し、正答率は61.3%となっている。基本的な計算力等は身に付いてきていると判断されるが、数学の文章題を読み解き式を立てる力やグラフを活用する力等に課題がある。

また、英語については、昨年度から「宮城県版英語検定」として、各生徒の希望や能力に応じたレベル別の受験となっている。全体として、得点率は昨年度よりも上がったが、1つの目安としている英検3級レベル以上の生徒の割合については昨年度と同程度の35.4%にとどまっている。基本的な語彙・熟語及び読解力は身に付いているものの、やや複雑な内容について正確に読みとるための文法力が不十分であり、リスニング力や応用的な読解力が不足していると考えている。

今回の結果を踏まえ、各学校での様々な取組との関係を分析したところ、高校入学の導入期において中学校段階の基礎的な内容の復習を実施している学校、あるいは、「学習記録簿」をつけさせたり、「週末課題」を課すなど、家庭学習の習慣付けに積極的に取り組んでいる学校、また、「朝学習」や「放課後学習」などで学習機会を多く提供している学校、そして授業改善に組織的に取り組んでいる学校が昨年度よりも成果を上げているところである。

次に、6の生徒の意識調査の結果についてである。

まず、1年生においては、「大学進学を希望する」生徒は43.1%と昨年度より1.5ポイント増えている。また、「授業が概ね理解できる」という生徒も41.0%と昨年より2.3ポイント増加し、これまでの授業改善への取組の成果が徐々にではあるが、表れてきているものと考えている。また、「家庭学習時間」そのものは全体的に増加しているものの、依然として「平日、家庭学習を全く、またはほとんどしない」生徒がまだ約三分の一いるという状況になっている。「平日に家庭で最も時間をかけている」ことが、「テレビやビデオ」、「電話やメール」であるという点については、今後の大きな課題として認

識している。

また、2年生の意識調査の結果についてであるが、進路希望が1年次より一層明確化し、授業の理解度も上昇している。しかし、家庭学習時間については、1年次よりも全体的に減少しており、いわゆる「中だるみ」の状況が生じていることが調査結果からもうかがわれ、今後の大きな課題と考えている。具体的な数値については、10ページ以降にまとめている。

今回のペーパーテストと意識調査結果の全体を総括すると、各学校における組織的な授業改善の取組が、学力向上に効果的であると考えられることから、今回の調査結果を活用し、今後とも県の事業として実施している各学校の授業研究を中心とした取組を積極的に支援し、「分かる授業」からさらに「考えさせる授業」に向けて、授業の充実を促し、あわせて、家庭学習習慣の定着に向け各学校を支援してまいりたいと考えている。

資料の21ページに「学力向上に向けた今後の取組」として記載している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 最初に、教育企画室長に質問である。子どもを育てている母親の目から見ても、学力が向上するプログラムの目標達成状況についての話を伺い、まず、とても気になったのが、高校における目標の設定というのが、大学等への現役進学達成率ということを設定しているということである。人間は遅く学んで、遅く生きるために教育を受けるのであって、現役で大学に合格することのために教育を受けているのではない。自分の夢に向かって浪人をしている子どもも遅くなるために教育を受けている一人であって、その達成率をもって目標とされないのは、やはり母親の立場からしても腑に落ちない。そして、全国平均があるわけで、一つの目標として設定したのであるが、次の授業が分かると答える児童生徒の割合だとか、家庭でどのくらい学習しているかというのは、実際に自分が分かると答えているだけで、分かったかどうかの指標にはならないと思っているし、それから、何時間やったというのが、授業が分かったとか、学習したことには繋がらないと思うので、こういう何ポイント上がったということを目標にすること自体が、何かとても、はっきり言えば本当にためになっているのか、これだけ細かい調査をすることがためになっているのか疑問で一杯である。この労力を、例えば、不意にいろんな学校に訪れて、そこで現場を見るとか、学校の先生方にどのようにしたら向上するかを相談したり、実際に子ども達に自分達の言葉で、書面ではなく、意見を聞くことの方がはるかに大事だと思っている。数字だけを追って、宮城の子どもはできないということ押し付けられて自信を失ってしまったら、遅い子どもはできないと思っている。同じ母親として、いままで経験している室長はどのように考えているのか伺いたい。

教育企画室長 目標設定について説明させていただきたい。この学力向上推進プログラム

については、策定した当時に、いろいろと宮城県の児童生徒の学力に対しての危機感というか、いろんな課題が見えてきたということがある。委員御発言のとおり学力については非常に広いものであり、テストで見られるのは一部であることは重々承知している。自分達の希望する進路を達成するための学力がついていないのではないかという課題が、本プログラムをつくる時にいろいろ検討されたところだと思う。その意味で小中学校においては、授業でやった学習内容がきちんと定着しているのかを見ていこう、それから、社会に出て行くところとなるが、高校では希望する進路を達成させるための学力を、ぜひつけていこうというところが、この目標を設定した時の考え方となる。数値で目標を掲げて達成状況を検証していくというのは、現在やっている取組を評価する、あるいは、検証する上で非常に重要だと考えている。ただ、当然、数値目標が究極の目的ではないということで、数値は目指すべき姿の一部、あるいは、分析や検証のツールということであるという意識を常に持っていることが大切ではないかと考えながら見ているところである。確かに、説明の中で対前年度で何ポイント上がった、下がったと話しているが、例えば、学力調査の平均正答率では、毎年度の様々な要素ででこぼこしていくとは思っているので、ただ、でこぼこしながらも、やはりある程度、上向きになって、10年後に目標としている姿に近づけて行こうということで取り組んでいると理解願いたい。もちろん、これをもってすべてを分析をして、いろいろと取組をするということではなく、各課、各教育事務所、あるいは、各学校の現場でいろいろな状況を見ながら取組についても検討しているところである。

櫻井委員

付け加えたいが、私は産業医として会社や学校の現場で社会人をここ十数年診てきているが、順風満帆である人ほど挫折が大きい。1年、2年と経つうちに会社を辞める子どもの数はどんどん増え、いまは1年間で仕事を辞めてしまう社員が非常に多いのが問題になっている。であるから、これはこれまでこのようなポイントを計算して大体方向性は分かってきたので、後はさらりとやって、そのエネルギーをもっと大事なことに使わなければという姿勢を何等かの形で示していただきたい。それが、やはり日夜教育にエネルギーを注いでいる教員、それから保護者、生徒自身に対する励ましになると思う。宮城県の教育委員会は、こういうことを細かくやっているということが全面に出ると、最初はこういうことをやったというのは、ある程度理解できるが、これを漫然とやっていること自体が疑問だと思う。やはり、いまはもっと大きな問題があるので、そちらの方にエネルギーを傾けて欲しい。せめて、それが分かるような変化が来年は出てくることを望む、お願いしたい。

佐々木委員

資料の2ページを見てショックを受けたが、現実はそのようなふうなものではないという考えもあるのかもしれないが、「授業が分かる」と答える児童

生徒の割合の目標，要するに漢字が分かったとか，そういうことではなく，授業が分かるよという子ども達の目標が，これは先生達の目標だと思うが，高校生の目標が50%，要するに半分は分からなくてもよいという目標設定は，非常にショックを受けた。例えば，小学校は義務教育である。子ども達を全員この教室に入れて，2割は分からなくてもいいよという，もちろん，現実にはそうではなく，いろいろな子どもが集まっていて，現実はそうではないと思う。ただ，目標というところで2割は分からなくてもよい目標をたててしまうのは，問題がある気がする。目標であったら小学校であれば，ほとんどの子どもが分かるような目標設定，中学校も義務教育であり，ここに入った子ども達の逆に言えば，4割の子どもが分からなくてもしょうがないという目標をたてて授業を進めるというのは，やはりちょっと，結果が6割というのはしょうがないと思う。だけど目標設定が6割，つまり4割の子どもが分からなくてもしょうがない目標でやっていくのは姿勢としてどうなのかなというのがあるって，ショックを受けた。高校にいたっては，最初から半分の子どもは分からなくてもいいつもりで授業を進める方向なのかなと，例えば，結果が4割しか分からなかったというのはしょうがないと思う。でも目標設定のところで，子ども達の少なくとも小学校の教室の2割の子どもは，目標から既に外されているというのはちょっと姿勢として問題ではないかという気がしたが，この辺の考え方についてはどうか。

教育企画室長 この目標の80%，60%，50%と設定した理由は，最初に設定した時期の現状で，子ども達の授業が分かる生徒が何%いるのかというのを基礎として，そこから10%程度，10年後には上げて行こうということで設定している。当然，最終的には授業が分かったという生徒が100%になるのが一番良いわけであり，その方向となるが，計画というか，プログラムであるので，少しずつ上がって行って，10年後には10%ぐらいは上げて，分かる子ども達を増やし行こうという意味である。もちろん，それ以外の子どもが分からなくてもよいというメッセージではなく，この目標を設定している意図をしっかりと伝えて説明したいと考える。

佐々木委員 そうすると，ここは多くの方が見るものなので，表現の仕方として前年度分かった児童割合プラス10%と表現すべきで，このように先生方が半分の子どもは分からなくてもよいと思われる表現の仕方というのは，ちょっと誤解を与えてしまうので，例えば，前年度分かった子ども達のプラス10%を目標というような表現をした方が，誤解が少なくよいと思う。半分は目標から外されていると思うとちょっとびっくりしてしまう。

小野寺委員 櫻井委員と佐々木委員の発言はそのとおりだと思う。このように数値目標を掲げるやり方が無いわけではないが，何か機械的すぎるなという感じは持っている。いま室長の話のとおり，要するにこの調査を始めた時は，授業が

分かる子どもが70%ぐらいから出発したということは分かるが、佐々木委員の発言は大事なことだと思う。それから、櫻井委員の発言で、現役進学達成率がどうなのかという話があったが、これは教育観とか人生観などいろいろ関わる大きな問題である。もっと言えば、進学しなくともよいと思う。ただ、室長が言っているのは、進学希望する子どもに進学させるための学力の面からこういう目標を設定したと言っていると思う。大きい問題だと思う。大学進学率、現役でないことがよく問題となる。その辺りの考え方をやはりどこかで議論しないといけないと思うし、進学したくても、この裏にできない子どもがいる。その裏のこともどこかで考えていただき、議論が必要だと思っている。

それで、話を進めたいと思うが、1ページを見ると平成18年度の数字よりも下がっている。これは本県独自の問題を作成したわけであるが、難易度があったのか。もっと言えば、全国学力・学習状況調査を意識して少し難しくしたのか。そうでもないのか。そんなに下がらないと思うがどうか。いままでの4県テストと違って、全国学力・学習状況調査のB問題あたりを意識したのかと思ったりするがどうか。

義務教育課長 まず、本県独自で調査したものについては、これまで4県で行ってきた課題等を踏まえて問題を作成している。国の調査も行われたが、国の調査を意識して調査するには、物理的に、時間的に、難しく、出題の内容は分かったが、それを踏まえて問題を作成することはしていない。あくまで、これまでの4県統一テストで本県の課題等を踏まえて、読み解く力の問題を多くすること等に配慮して問題を出題している。

小野寺委員 もう一つであるが、PISA型学力と言われているが、そのようなものが背景にかなりあったのかを伺いたい。

義務教育課長 課題としては、前回から論述する力が弱いとか、問題を読み解く力が弱いというのが指摘されていた。また、PISA型問題もマスコミで取り上げられたということもあり、それをすべて意識したわけではないが、いわゆるPISA型問題もある程度その中に含めながら問題をつくっている。

委員長 経年的に比較を行うというのはなかなか難しいところがある。いま言ったようにある問題についてもっとしっかり聞いてみようとするとしてもかえって難しくなったり、逆に易しくなったりとどうしても比較がしにくくなる状況はあると思う。

佐々木委員 仙台市が抜けたということも非常に関係しているのかなあと思う。要するに今年からである。もちろん問題の内容にもよると思うが、この統計表の大きく点数が下がったのは仙台市が抜けたためだと思うので、同じ目線で比較するのは難しいと思う。ついでであるが、4県を止めた理由を教えてください。

義務教育課長 4 県統一テストについては，平成 16 年度から 3 年間で行うという期間限定で行った。本県では，平成 18 年度は 4 県統一テストを実施している団体から抜けたが，一般参加という形で参加したという経緯がある。いずれにしても 4 県統一テストについては，3 年間の期間限定で行うということでスタートしたものであった。

櫻井委員 学習状況調査というのは，今回，仙台市が抜けており，4 県もやっていないので，宮城県の仙台市以外だけでやっているのだから，仙台市との比較はできないわけである。独自に自分のところだけやるというのは，同じ県内で仙台市と学力の差がはっきりしているのに，仙台市がやらないのにどういうメリットがあるのか疑問だが，どういったメリットを見込んでやったのか伺いたい。

義務教育課長 まず，本調査はあくまでも授業の改善・充実，あるいは市町村教育委員会，県全体の教育施策立案に活かすために実施している。それで，市町村教育委員会，あるいは小中学校から見た場合に，仙台市が仮に抜けたとしてもその結果を踏まえて今後の市町村教育委員会の教育施策の立案や，あるいは小中学校の授業改善には十分活かせるということ踏まえて実施している。ただ，県全体を見渡した時に仙台市の児童生徒は約 4 割ほどいるので，その時に県の教育施策をたてる時，あるいは県全体の児童生徒の学習状況を把握するといったことでは影響があると考えている。

櫻井委員 この結果を踏まえて仙台市の教育方針と比較，テストの結果は無いが，この結果を仙台市の状況と何等かの面で比べてみて，実際に仙台市の教育委員会と連絡を取って，仙台以外ではこのよう結果が出たのだが，何が原因かとか，そのようリサーチのようなものは行っているのか。

義務教育課長 これから，それらも含めて細かいところも分析しなければならないと思っている。あと仙台市では，4 月に調査を実施しており，その結果をいただいたり，県の状況調査の資料を提供し，お互いに情報交換して今後の対応等を考えたいと思っている。

櫻井委員 同じ県に生まれて育て，同じように教育を受けているのに仙台市と仙台市以外との格差というのはすごく大きく出ている。それではいけないので，のんびり構えていないで，何が一体違うのかというのを早急に学ぶべきだと思う。どうしても変えられないこともあるかもしれないが，同じ県なのだから，例えば，教員の配置だとか，何が違うのかというのは，熱意を持って探れば一杯あると思う。仙台市に生まれた子どもの方がこういうところが得だということが有りすぎるのはよくないと思う。生まれた場所によって教育力が違ってはいけないと思うので，ぜひ義務教育であるので，頑張って比較してリサーチするなり，活かしていただきたいと思っているが，いかがか。

義務教育課長 やはり仙台市も含め本県の児童生徒の学力向上というのは，当然同じような形で進めるべきと考えている。今後，仙台市とは情報交換，あるいは意見

交換を行いながら本県の児童生徒の学力向上に努めてまいりたいと考えている。

山田委員

全体的に見て目標を定めるというのは大事なことだと思うし、この数字自体は非常に重要な参考になる数字と思う。ざっと見て、学校の全体像が見えないというか、学力にだけこだわった数字しか見てこないというのが印象である。学校生活の中で先ほどから話のあるように学力だけでなく、部活動や、あるいは生徒会活動などの両立というか、うまく両立しているかどうかという部分も大事だと思う。特に部活動をやっている人が、勉強に対しても向上心があるとか、あるいは、逆に部活動に熱心すぎて勉強がおろそかになっているとか、そういった実態も実際にはあるのかなあと感じている。全体的な全体像というものの中身を検討していただき、もっと炙り出すというか、そういう部分を出していかないと本当の方策というものが見えてこないと非常に感じたので、その辺の全体像をどうとらえるのかを伺いたい。

教育企画室長

本日報告したのは、学力向上推進プログラムということで、本プログラムの中で学力というのは、確かな学力ととらえ、確かな学力とは、知識とただけではなく、それを活用する力とか、あるいは学ぶ意欲、そういうものを総合した力をつけていくととらえ、いろいろな施策、先ほど説明した三つの柱で取組を進めている。ただ、プログラムをつくった時点で、先ほど説明したとおり、4県統一テストやってみて本県生徒の学力が平均に比べて低かったり、あるいは全国的に見て、希望する進路を達成できていない状況が見受けられたので、そこにある程度焦点を絞った形でプログラムをつくり、あるいは取組自体はいろんな分野にまたがっているが、目標設定はポイントを絞った形で見て行こうというふうにしている。プロジェクトの方も分かる授業が大切ということと、本県の児童生徒は家庭での学習時間が非常に少ないということがデータ上見えていたので、それを少しでも上げて行かないと授業の中身も身に付いていかないということで目標を設定した。その内容のみを報告したため、どうしても一部の内容となっていたかと思う。学校の全体像ということで言うと義務教育課と高校教育課でやっている調査については、意識調査も併せてやっているし、各学校では学校評価であるとか、授業評価などの評価もやっているところである。この調査の結果のみで考えるのではなく、全体のいろいろなデータであるとか、いろいろな状況を総合的に考えて、施策とか事業をやっているつもりである。今日はピンポイントの報告となったところである。

高校教育課長

補足説明として高校における状況の全体像について説明したい。資料の17ページにに掲載してるが、意識調査をやっている。その中の図8では、家庭学習時間については長くやっていたらよいというものではなく、2時間から3時間集中してやった方が成果が出ているとか、(6)の家庭学習で悩

んでいることでは、「部活との両立が悩みである。」というのが出ている。それから、18ページを御覧いただきたい。(8)の「学校に行く前に朝食をとるか」では、必ず朝食をとる生徒が今回正答率が上がっているということも数字として現れている。さらに、山田委員御発言の全体像を把握しながら学校生活の中で学習をどうするかという観点で、さらに今後とも分析を進めたいと思っている。

委員長 本日のそれぞれの報告は、それぞれの結果の報告であって、全県一律の発表であるので、これを宮城県の教育に活かすためにどういうふうに分析して、地域毎とか、学校毎にどう見るのか、あるいは説明のとおりこの数値だけを見るのではなく、他のどういうものと合わせて判断して行くのかとか、そうしたことを分かりやすく、見えやすくしてもらおうと普通の人は安心するのだろうか、これだけであそこが悪いとか言われるのはつらいなあという話になると思う。その辺の何というか、本調査の結果というのは、この後にどう生きていって、具体的などんな施策、学力を向上させる施策に反映されていくのか、レベルが低いと見なされた地域があった場合に、どんな形でレベルを上げる応援を県は果たしていけるのか、そういうことに行かないと、本来的にやった意味合いというか、意味が薄いと思うので、この結果で去年より何ポイントというのは一番分かりやすいが、そこだけに固執しないで、もっと活かし方についての御発言をまとめていただくと県民としては有り難いと思う。よろしくお願いしたい。

(4) 平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試について

(説明：高校教育課長)

「平成20年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試について」御報告申し上げます。

別冊資料・課長報告(4)の1ページをお開き願いたい。

まず、の高校入試実施公立高校数等についてである。

入試を実施する公立高校は、全日制課程78校、定時制課程13校である。

会場となる学校は、全日・定時合わせて85校である。

次に、の入学志願者数についてである。

総括にあるように、中学校卒業予定者数22,970人に対して、募集定員が全日制課程で16,120人、定時制課程で1,000人である。その結果、全日制課程の倍率が1.16倍となり、昨年度よりも0.02ポイントダウンしている。記録が残っている昭和48年以降、最低の倍率となった。また、定時制課程の倍率は0.59倍となり、昨年度より0.13ポイントアップした。

次に、学区別の志願倍率については、資料に示してあるように、昨年度と同様、仙台北

・南学区の倍率が高くなっている。

2ページをお開き願いたい。

続いて、志願倍率の高い学校・学科と、志願倍率が1倍を下回った学校等については、3、4に記載のとおりである。

5には、平成20年度に改編等を行う学校・学科の志願状況を記載している。

(1)の男女共学化を行う宮城第一高校であるが、普通科募集定員200人に対して、志願者数が男子25人、女子271人の、合計296人で、倍率は1.48倍になった。

理数科については、定員80人に対し、志願者数が男子14人、女子70人の、合計84人で、倍率は1.05倍となっている。

(2)の新設となる定時制の田尻さくら高校は、部(午前の部)で1.03倍となり、定時制の中では東松島高校に次いで高い倍率となった。

また、7に記載している、共学2年目の仙台第二高校は、1.33倍と若干倍率は下がったが、女子の志願者数が増加している。

資料の3ページをお開き願いたい。

他地区から受検できる3%枠を利用した志願状況については、3%枠人数287人に対して、志願者総数170人だった。

学区別としては、仙台南学区と北学区への志願者数が合わせて128人で、志願者総数の約4分の3に達している。

以上が予備調査の結果である。

続いて、推薦入試等について御説明申し上げる。

まず、総括にあるように、全日制課程の推薦入試の募集人数5,372人に対して、出願者数は6,605人である。平成20年度に、高校入学を志願する者のうち、推薦の出願をした者の割合は35.2%となり、ほぼ昨年度と同じとなった。

4ページをお開き願いたい。

推薦入試における3%枠を利用した出願状況についてであるが、全日制普通科の3%枠人数212人に対して、出願者数は142人だった。仙台北学区への出願者が増加している。

次に、の連携型入試への出願状況についてであるが、志津川高校の募集人数と出願者数等は、資料のとおりである。

続いて、先週発表した推薦入試の合格状況についてであるが、全日制課程では、出願者数6,605人に対して合格者数4,658人で、全日制募集定員全体の28.9%になっており、昨年より0.3ポイント増になっている。定時制課程では出願者数49人に対して合格者数は43人だった。

この結果、一般入試の募集人数は、全日制課程で、募集定員から推薦及び連携型入試合格者並びに古川黎明中学校から黎明高校への進学予定者数を差し引いた11,261人となる。

さらに、推薦入試の合格倍率や個別の合格倍率の高い学校等については、4ページ下の

2 から 5 ページの 4 まで記載のとおりである。

最後に、連携型入試合格状況についてであるが、連携型入試を実施する志津川高校においては、連携型入試による募集の割合を拡大した結果、昨年より多い 1 2 4 人の合格となった。

なお、資料 5 ページの最後に、今後の日程を示している。

また、6 ページ以降には、それぞれの結果の詳細な資料を添付しており、その目次を表紙に記載している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(5) 学校の安全管理の取組状況に関する調査結果について

(説明：スポーツ健康課長)

「学校の安全管理の取組状況に関する調査結果について」御報告申し上げます。

資料は、2 2 ページから 2 7 ページまでとなる。

資料の 2 2 ページをお開き願いたい。

この調査は、全国の公私立の幼稚園から高等学校までを対象として安全管理への取組状況を把握し、学校の安全管理の徹底を図るため、文部科学省により平成 1 5 年度から毎年行われているものである。この資料は、平成 1 8 年度中の整備状況を調査・集計したものである。

4 にあるとおり県内の公立学校の取組状況と全国の公立学校の平均値を比較した内容としている。

内容について御説明申し上げます。

まず、全国平均と宮城県の状況比較であるが、各学校種別をまとめた全体を通してみると、「通学路の安全マップ作成」と「登下校時のスクールバス送迎」、「学校警察連絡協議会を活用した連絡体制の整備」の 3 つの項目で全国平均を上まわっているが、それ以外の項目は残念ながら全国平均を下まわっている。学校種別で見ると、特に防犯について問題となる小学校では「通学路の安全マップの作成」、「子どもを対象とした防犯訓練の実施」、「登下校時のスクールバス送迎の対応」、「学校警察連絡協議会を活用した連絡体制の整備」が全国平均を上まわっており、その他の項目は全国平均を下まわるが、そう大きな差はない。小学校以外の学校の状況は、以下に記載しているので御覧願いたい。

次に、2 3 ページを御覧願いたい。宮城県内の推移であるが、学校種別の取組状況では、幼稚園の取組が全般的に低く、小学校ではほぼ全国並みであるが、中学校・高校・特別支援学校では、項目によってばらつきがあるものの全体的に全国平均値より低くなっている。

また、平成 1 6 年度から 3 年間の推移をみると一部高校で下がっているものがあるが、全体としては上昇傾向になっている。

なお、今回の調査結果について、仙台市内のデータだけで見ると、ほとんどの項目で全国平均を上まわっている状況にあり、仙台市以外の地域における取組が残念ながら遅れて

いることが調査結果に反映しているものと考えられる。その理由としては、一般的に大都市圏域では人口密度も高く、犯罪や学校安全に対する危機意識が高く、地方に行くほど危機意識が低くなると一般的に云われており、本県の場合もそのような状況になっているものと考えられる。

いずれにしても、本県においては学校安全体制の整備について一層の取組が必要であるので、今後の取組としては、今回の調査結果について追跡調査を行い、未整備の市町村教委や学校に対して安全管理体制の整備推進を直接要請、指導してまいる。特に、子どもを対象とした防犯訓練等の実施については、小学校で100%実施されるよう努めてまいる。

また、県教委主催の防犯教室指導者講習会及び各教育事務所主催の防犯教育指導者研修会の内容充実等を図るとともに、これらの研修会や各種会議等を通じて学校安全の体制が整備推進されるよう努めてまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 学年が進むにつれて数字が良くないが、例えば、24ページで4の安全管理の点検実施について、高校を問題とするが、約6割である。初歩の初歩だと思ふ。安全点検を本当にしないのかと思ふ数字であるが、この辺りも大事なところなので、さらに意識したいと思ふがどうか。

スポーツ健康課長 御指摘の事実はあると思ふ。先ほども触れたが、地方に行けば行くほど危機に対する意識が低いというのはある。ただ、御存知のとおり昨年に仙台市以外の大郷町で通学路で女兒が刺されたという事件が起きており、都市部・地方を問わず、いつ起きてもおかしくないという状況があるので、御指摘の高校についても、この点検整備について、もっともっと行う指導を強めて行きたいと思ふ。先ほどの事件があったということで県内の防犯意識も高まっているので、残念な事件ではあったが、それをとらえて県内の意識を高めて行きたいと考えている。

委員長 これも地域差がいっぱいあり、人が混んでいるところは、混んでいるなりの問題があるし、ぱらっとしているところは、ぱらっとしているところなりの問題がある。宮城県としてどうなのかということもさることながら、やはり一人一人の通学の時に交通が激しいところの通学路の問題、歩道が整備されている街の中での問題というのは違う。そういう意味ではそれぞれの際に着目した対策というか、何とかマップというのをつくられればそれでよいのではなく、つくった時にどういう課題が出てきて、地域に住んでいる人達や学校だけでは何が手に付かないのか、対応ができないのかという辺りもしっかりと一つ一つ押さえていかないといけない気がするので、そういう意味では、ぜひ全体版だけではなく、それぞれ細かく分析していただき、対応すべきテーマを見つけていただければ助かる。これは要望である。

櫻井委員 一つだけ教えていただきたい。通学路の安全マップとか、集団下校の対応

をしたという表を見ていると、仙台市の特別支援校とか、幼稚園で「0%」とあるが、全然何もしていないということなのか。行っている学校が無いという意味なのか教えていただきたい。

スポーツ健康課長 この「0%」というのは、スクールバスを仕立てて送迎をしているため、そのような対応が必要なかったものである。

櫻井委員 元々行っているということか。

スポーツ健康課長 そのとおりである。

櫻井委員 別な書き方をしないと、全然何もやっていないと見えると思う。

スポーツ健康課長 今後、注意書きを記載したいと思う。

(6) 学校における自動体外除細動機(AED)の設置状況調査について

(説明: スポーツ健康課長)

「学校における自動体外除細動機(AED)の設置状況調査について」御報告申し上げます。

資料は、28ページとなる。

この調査は国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園を対象とし、平成19年3月末時点の設置状況と平成19年度内の設置予定数を、文部科学省が調査したものである。

今回配布した資料は、県内公立学校のデータのみを抜粋し、全国のデータと比較した内容となっている。

まず、全国の状況について御説明申し上げます。

「設置済学校数」の比率は、幼稚園が4.0%と小学校が17.5%でやや低くなっているが、校種が上がるにつれ、中学校が35.6%、高等学校が67.5%と高くなっている。さらに幼稚園を除く学校では20%前後が、平成19年度内に新たに設置予定であると回答しており、AEDの設置が急速に進んでいる状況がうかがえる。

次に、宮城県と全国の状況を比較すると、宮城県の中学校は全国平均を上回っているが、その他はいずれも全国平均を下回る状況である。

今後の設置計画であるが、県立高等学校関係では、昨年8月の調査時点において6校のみだったが、最終的には平成20年3月末までにすべての高等学校に設置する予定となっている。

いずれにしても、心肺停止による突然死から児童生徒の尊い生命を守るため、予算上の制約があるとはいえ、学校におけるAED設置を積極的に進めてまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

佐々木委員 これは聞くまでもないことかもしれないが、設置にあたっては、当然学校の先生方に使い方などの講習会は行っているのか。一応確認させていただきたい。

スポーツ健康課長 　まず、小中学校であるが、心肺蘇生法講習会を夏休み前に、毎年すべての市町村で実施している。高等学校についても、平成17年度と19年度に県内の延べ4カ所で217名が受講している。今後もこういう講習会をできるだけ定期的に県立学校を対象として開きたいと思っている。

櫻井委員 　三つ質問がある。まず講習会の話であるが、どことは言わないが、たまたまAEDがあったのに、使える人がいなくて、全国のあるところであるが、子どもが死亡したことがある。生徒達が運動をやっていてだれも教官がいなかった。大学生であるが、そういうこともあるので、私は教員が覚えるというレベルではなく、小中学校、高校の保健体育の中に組み入れるべきだと思っている。アメリカやヨーロッパを考えると、人を助ける、そして自分も助けられる身になるんだというレベルで、もう教育の中に組み込むべきことだと思っているが、実際にそういう意識を持っているか伺いたい。せっかく立派なAEDがあっても使えなければ何の役にも立たない。それから、難しい使い方ではなく、とても単純な使い方なので、小中学生でも、高校生でも習得できることだと思っている。それから危ないことでもない。

　二つ目の質問は、数年前にぜひAEDを設置して欲しいと委員会で申し上げてから本当にどんどん入れていただいていると嬉しいと思っているが、最初は経費が無いからと言って、私が関係している高校では、高校の独自の費用で、校長の意志で入れたという報告を受けたが、いまはどのような形で購入しているのか。ちゃんと県の方で資金を出して購入しているのか。

　三つ目は、特別支援学校の設置率を見ると、非常に全国に比べても低いが、特別支援学校というのは人数が少ないかもしれないが、非常に病気をもった子どもが多いので、小学生などは体重の関係でなかなか単純なAED作動ではなく、貼るパッチの大きさが違ったりで面倒だとは思いますが、ぜひ入れなければいけないところだと思うが、なぜこのように設置率が低いのか。

スポーツ健康課長 　一つ目の講習会の件であるが、小中学生、高校生でもできるのではないかと、保健体育に組み入れるべきではないかということであるが、中学校・高校では保健体育の教科で使い方などは授業で行っている。これを実地に使えるかどうかについては、その先の指導として大事なことだと思う。いまのところ実地について指導要領で求めているわけではないが、何というか、部活動、その他の機会をとらえて、消防署に行ったり、あるいは日赤に来ていただき、いろんな形で中高生も使えるようになるように働き掛けてまいりたいと思っている。なお、機械としては、次にやることを言葉で指示してくれるので、簡単であるが、心肺蘇生法と組み合わせないといけない部分もあるので、その辺の難しさは多分あると感じる。

　二つ目のAEDの設置の予算的な部分であるが、これについては、最初から学校独自の予算、団体費等で入れる場合もあるし、私どもの既決の予算内

で何とか付けてくれと言われた時期もあった。その後、5年計画をたて整備して行こうということでやり始めた2年間もあった。それがなかなか続かず、年度末にできるだけ設置するための予算を捻出して、この度、高等学校については何とか県としての予算措置ができたという状況となった。

三つ目の特別支援校については、御指摘のとおり、ぜひ設置すべきものであるという認識は持っているが、現在のところ関係課とこの件について、いろいろと相談して、できるだけ設置する方向で検討している状況である。

12 次期教育委員会の日程について

平成20年3月14日(金)午後2時から

13 閉会 午後5時5分

平成20年3月14日

署名委員

署名委員